

『新婚夫婦向け』市営住宅入居のご案内

OTA

令和5年 8月15日
募集開始

新婚さん 住まいの応援

ふたりのための オーダーメイドな暮らし

リフォーム代
半額補助
最大 **100** 万円

DIY リフォーム
OK だから
わがままな
部屋づくりができる!

新生活をスタートする
新婚さんに **低価格**で市営住宅を**貸出**します。

1. 入居の資格

- (1) 婚姻から1年以内の夫婦又は婚姻予定者。
 - ・婚姻予定者は6か月以内に婚姻することが条件です。6か月以内に婚姻の事実がないと退去していただきます。
 - ・ぐんまパートナーシップ宣誓制度で宣誓書を提出し、交付を受けた者も含まれます。
 - ・初婚、再婚は問いません。
 - ・子供の同居は可能です。(子以外の親族の同居は認められません。)
- (2) 申込者は双方が35歳未満であること。
申込時点で年齢要件を満たしていれば申し込みが可能です。
- (3) 日本国籍を有する方、または外国人にあっては中長期在留者もしくは特別永住者である方。
- (4) 原則市税等に滞納がないこと (税金で建てられた住宅です)。
- (5) 継続して職に就いており、まる1か月以上の給与実績等がある方。
- (6) 申込者及び同居人が暴力団員でないこと。
- (7) 緊急時の連絡先(原則として親族の方)の届出書を提出できる方。
- (8) 指定日までに敷金(家賃の3か月分相当額)を納入できる方。
- (9) 集合住宅という環境の中で、集団生活のルールやマナーを守れる方。

2. 申込方法

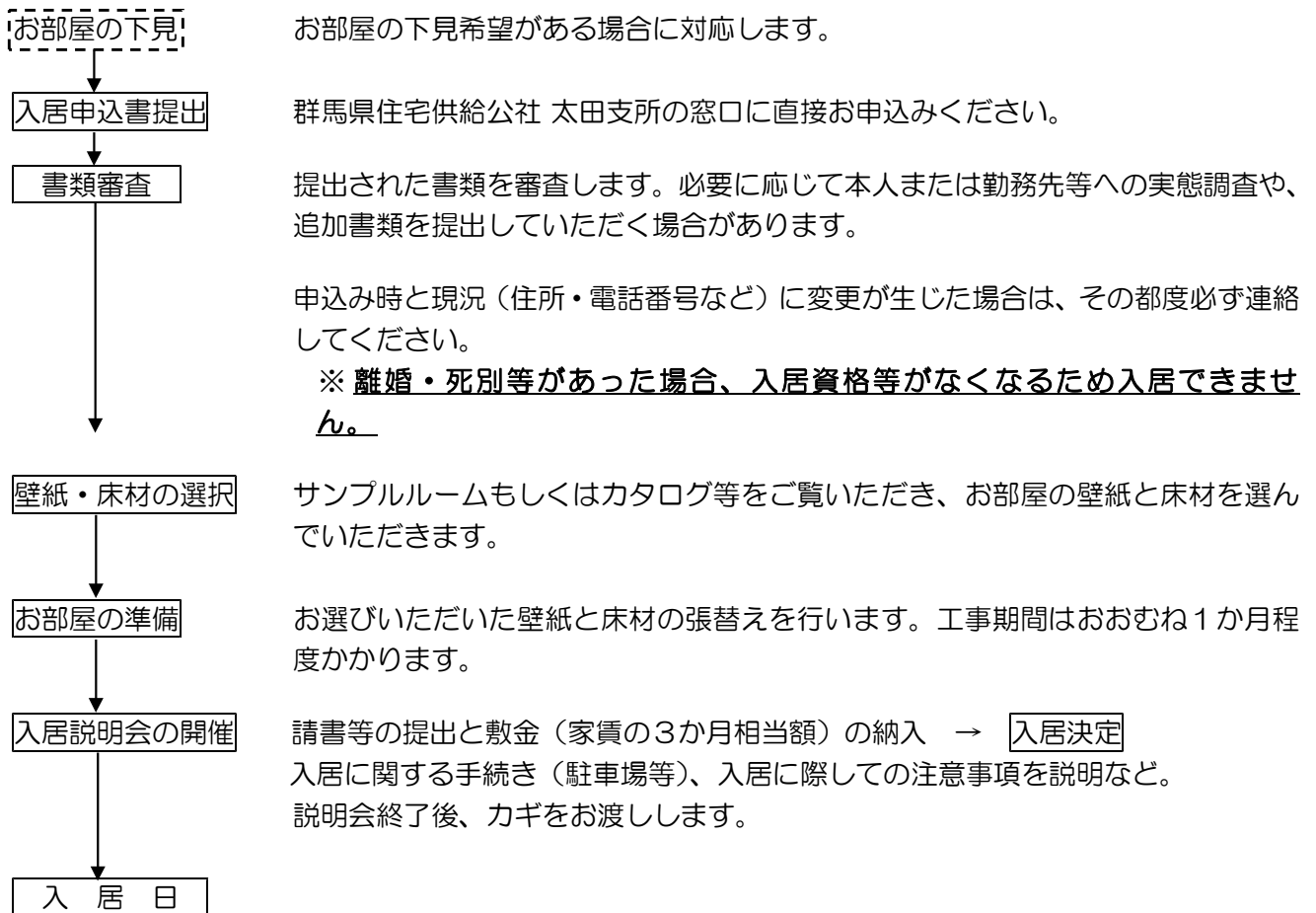
入居申込書に必要書類を添付して、申込者本人か同居人が、直接群馬県住宅供給公社 太田支所窓口へ持参してください。郵送による申し込みや書類不備がある場合は、一切受け付けできません。

ご相談の段階では、口頭や一部の書類で確認させていただく場合が多いので、最終的な判断ができません。申込資格の有無等は、必要書類すべてを提出していただいたから最終的に判定します。後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合もありますのでご了承下さい。

①入居申込書……………もれなく記入してください。希望住宅は1か所です。

②必要書類(資格証明書類)…必ず窓口職員にご相談ください。申込者により揃える書類が違います。

3. 入居までの流れ



4. 入居者に必ず守っていただくこと

① 入居中にかかる費用の納入

ア 住宅使用料（家賃）… 団地ごとに設定された金額。
3か月分以上滞納すると住宅明渡し対象となります。

イ 駐車場使用料 … 基本的に1戸に1区画は用意されています。

ウ 共用部分使用料 … 団地や棟により異なります。

外灯・階段灯・共同水道・汚水処理施設・エレベーターの維持費等の
共同施設にかかる費用です。

※滞納すると遅延損害金（延滞金）が発生します。

エ 自治会費等 … 地元の自治会費等

② ペットの飼育禁止

市営住宅では犬・猫・鳥等のペットを飼うことは一切禁止されています。

鳴き声・抜け毛・フン尿等で環境衛生の悪化原因となり、周囲に迷惑や害を与えトラブルになります。
一時的に預かることや、野良犬や野良猫等にエサを与えることも禁止されています。

③ 団地のルールを守ること

清掃当番、ごみステーションの使い方、迷惑駐車はしない等のルールを守ってください。

④ 子供が生まれたときや子供が転居したときの届出

市民課や行政センターでの出生届や転居届とは別の手続きが必要です。

⑤ 環境の整備のご協力

市が修繕工事を実施する際はその修繕等に対しご協力をお願いします。

5. 市営住宅を返還するとき

ア 返還届の提出 … 引越しの日が決まったら、事前に「返還届」を提出してください。

イ 原状回復修繕 … 入居者の負担で、畳の表替え・ふすまと障子の張り替え・破損箇所の修繕・清掃などをしていただきます。なお、入居時に入居者が取り付けたもの（照明器具・エアコン・ガステーブル・瞬間湯沸かし器・物干し竿など）はすべて撤去して下さい。

なお、「太田市市営住宅リフォーム補助金」を利用して行ったリフォームについては原状回復修繕の対象外となります。

ウ 退去検査 … 入居者の修繕がすべて終わった時点で立会いの上検査を行います。
なお、この検査日までの日割りの住宅使用料と共用部分使用料がかかります。
駐車場料金については引越し日までの日割りとなります。

◎ 募集住宅一覧

団地名	所在地	戸数	階数	間取り	家賃(円)	駐車場 使用料(円)	共用部分 使用料(円)	設備等
富 沢	富沢町 383 牛沢町 183-1	10	5～7	2LDK	40,000	2,500	2,600	都・EV
成 塚	成塚町 150-86	3	1～3	3DK	35,000	2,500	600	LP

(注)LP=プロパンガス 都=都市ガス
EV=エレベーター：高耐構造のみ



入居申込書類チェック表（※提出された書類はすべてお返しできません）

※取得書類は原則3か月以内に発行されたもの（**戸籍謄本は1か月以内**・**完納照合票は当月**）

			書類名（最新の物をご用意ください）	取得場所
			新婚夫婦向け市営住宅入居申込書 ※ 必要事項をもれなく記入してください（裏面も）。	市所定様式 （本人）
			住民票 （世帯票の全部証明） ※ 本籍、続柄記載等の省略がないもの（個人番号は省略） ※ 現在同居していない場合は、それぞれの住民票	市民課 行政センター 他市町村
			＜外国籍の方＞ 在留カード表裏両面の写し または 特別永住者証明書の写し	本人
			戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、婚姻記載事項証明書又は婚姻受理証明書 ※ <u>婚姻予定者でお申し込みの方は入籍後に必ず提出</u> ※ 婚姻の事実が確認できるもの ※ お子様の親権を確認できるもの ※ 外国籍の方と結婚し別住所の方	本籍地 婚姻届出地
			＜外国籍の方＞ ・ 婚姻の記載のある証明書等（日本国外で婚姻した場合） ※ 和訳（原本）を添付（翻訳者の名前・住所・連絡先・印）	大使館等
			ぐんまパートナーシップ宣誓書受領カード・宣誓書の写し・転入予定者受付票 ※ いずれかの写し	本人
			婚約証明書 第三者の証明	市所定様式(本人)
			a) 太田市税等完納照合票 （市内在住者）または ・ 令和7年1月1日以前から太田市内在住者 b) 住民税納税証明書 令和7年度 （市外在住者） または 非課税証明書 令和7年度 ・ 令和7年1月1日に市外在住者（前住所地の市町村） ・ 現在市外在住者（現住所地の市町村） ※ いずれも 15歳以下及び18歳以下の就学者を除く全員 ※ 税金に未納がある場合は入居資格がありませんので、必ず完納された証明書が必要です。	収納課 他市町村
			所得課税証明書 令和8年度 ※ 15歳以下及び18歳以下の就学者を除く全員 ただし、就学者でも収入のある人は必要です。 ※ 最新年度のもので、所得と扶養控除がわかるもの ・ 令和8年1月1日に太田市内在住者…市民税課 ・ 令和8年1月1日に市外在住者（前住所地の市町村）	市民税課 行政センター 他市町村
			a) 給与支払証明書 （給与所得者） または b) 事業収支明細書 （自営業・保険外交員など） ※ いずれも 最低まる1か月以上の実績が必要です。 ※ 直近の月から遡って最高1年分 記入してください。	市所定様式 （給与支払元等）

			源泉徴収票（令和８年分） ※ コピーの場合は事業所の朱肉印が押してあるもの ※ R9.1～R9.5 月頃の間に応じ込む場合に必要	本人 （勤務先発行）
			確定申告書の控え 令和８年分 ※ 受付印のあるもの ※ R9.1～R9.5 月頃の間に応じ込む場合に必要	本人
			申 出 書 現在就労していない方 ※ １５歳以下及び１８歳以下の就学者を除く全員	市所定様式 （本人）
			a) 退職証明書 （退職後提出） b) 退職予定証明書 ※ 退職予定で入居資格を満たす場合でも申込ができますが、退職後、退職証明書が提出されないと入居できません。	市所定様式 （勤務先）
			a) 在職証明書 （給与所得者など） または b) 事業証明書 （自営業・保険外交員など） ※ 就職日・事業開始日を確認させていただきます。	市所定様式 （勤務先等）
			誓 約 書 （市営住宅入居のルール・マナー） ※ 市営住宅に住むうえで、守っていただく事項が記載されていますので、よく読んで署名捺印してください。	市所定様式 （本人）

- ◎ 申し込まれる世帯状況に応じて他に証明書、書類等をお取りいただく場合があります。
- ◎ 申込資格の有無は、必要書類をすべて提出していただいたから最終的に判定します。
- ◎ 入居申込書など、提出された書類はすべてお返しすることができません。
- ◎ 住宅周辺の環境や交通機関等をよくご確認のうえお申し込みください。
- ◎ 入居及び諸申請の受付に伴い、ご提出いただく個人情報、**「入居及び当該申請に係る審査」**のほか**「家賃等の収納に関するご連絡」・「修繕に関するご連絡」・「市営住宅に関する各種情報のご案内」・「各種アンケートのお願い」・「調査・統計資料の作成」・「その他住宅の管理上必要な場合」**に利用させていただきます。また当社は、**「法令等に定めがある場合」・「個人の生命の安全を守るため緊急かつ、やむをえないと認められる場合」**等を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、業務委託先の事業者（営繕業者など）で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。

★ お問い合わせ先 ★

群馬県住宅供給公社 太田支所 (太田市役所 建築住宅課内)

- ◎住 所 〒373-8718 太田市浜町2番35号(太田市役所9階)
- ◎電 話 0276-30-2011(直通)・0276-47-1111(内線 2731・2732・2733)
- ◎F A X 0276-45-2282
- ◎ホ-ムペ-ジ <https://www.gunma-jkk.or.jp/>
- ◎開 庁 日 月曜日から金曜日 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業
- ◎開庁時間 午前9時から午後4時30分まで
- ◎場 所 太田市役所 9階
- ◎案 内 図

